

議案第120号

さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月11日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成13年さいたま市条例第284号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							別表（第2条関係） 退職報償金支給額表						
階級	勤務年数						階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上		5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	<u>239,000円</u>	<u>344,000円</u>	<u>459,000円</u>	<u>594,000円</u>	<u>779,000円</u>	<u>979,000円</u>	団長	<u>189,000円</u>	<u>294,000円</u>	<u>409,000円</u>	<u>544,000円</u>	<u>729,000円</u>	<u>929,000円</u>
副団長	<u>229,000円</u>	<u>329,000円</u>	<u>429,000円</u>	<u>534,000円</u>	<u>709,000円</u>	<u>909,000円</u>	副団長	<u>179,000円</u>	<u>279,000円</u>	<u>379,000円</u>	<u>484,000円</u>	<u>659,000円</u>	<u>859,000円</u>
分団長	<u>219,000円</u>	<u>318,000円</u>	<u>413,000円</u>	<u>513,000円</u>	<u>659,000円</u>	<u>849,000円</u>	分団長	<u>169,000円</u>	<u>268,000円</u>	<u>363,000円</u>	<u>463,000円</u>	<u>609,000円</u>	<u>799,000円</u>
副分団	<u>214,000円</u>	<u>303,000円</u>	<u>388,000円</u>	<u>478,000円</u>	<u>624,000円</u>	<u>809,000円</u>	副分団	<u>164,000円</u>	<u>253,000円</u>	<u>338,000円</u>	<u>428,000円</u>	<u>574,000円</u>	<u>759,000円</u>

長						
部長 及び 班長	<u>204,0</u> <u>00円</u>	<u>283,0</u> <u>00円</u>	<u>358,0</u> <u>00円</u>	<u>438,0</u> <u>00円</u>	<u>564,0</u> <u>00円</u>	<u>734,0</u> <u>00円</u>
団員	<u>200,0</u> <u>00円</u>	<u>264,0</u> <u>00円</u>	<u>334,0</u> <u>00円</u>	<u>409,0</u> <u>00円</u>	<u>519,0</u> <u>00円</u>	<u>689,0</u> <u>00円</u>

長						
部長 及び 班長	<u>154,0</u> <u>00円</u>	<u>233,0</u> <u>00円</u>	<u>308,0</u> <u>00円</u>	<u>388,0</u> <u>00円</u>	<u>514,0</u> <u>00円</u>	<u>684,0</u> <u>00円</u>
団員	<u>144,0</u> <u>00円</u>	<u>214,0</u> <u>00円</u>	<u>284,0</u> <u>00円</u>	<u>359,0</u> <u>00円</u>	<u>469,0</u> <u>00円</u>	<u>639,0</u> <u>00円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

(退職報償金の内払)

- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、平成26年4月1日以後に退職した消防団員について支給されたこの条例による改正前のさいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定による退職報償金は、改正後の条例の規定による退職報償金の内払とみなす。